

佐賀市長 秀島敏行から協議のあった佐賀市営土地改良事業（ほ場整備）菖蒲地区の計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成 23 年 3 月 22 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号）に提出してください。

平成 23 年 2 月 4 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

佐賀市営土地改良事業（ほ場整備）菖蒲地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 23 年 2 月 4 日から平成 23 年 3 月 7 日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所